

☆ 暮らしの安心サポーターに ☆ ☆ なりませんか ☆

1 暮らしの安心サポーターとは

暮らしの安心サポーター（サポーター）は、行政と消費者のパイプ役として、自らの経験を生かし、各人のできる範囲で消費者啓発活動などを行い、地域における啓発活動の担い手としてご活躍いただいています。

2 サポーターの活動

サポーターは、「消費生活に関する啓発活動」など様々な活動をしています。

①サポーター同士で

サポーター同士で自発的に、地域の市民センターで資料を配布するなどの啓発を行っています。



②行政と連携して

お住まいの市町へサポーターであることを知らせることに同意してくださった方は、イベントなどで行政職員と一緒に啓発活動をしています。



③民生委員の活動の一環で

民生委員としても活動する方は、地域の高齢者宅に訪問した際、資料等を見せながら消費者トラブル等について注意喚起を行っています。

3 サポーターへの活動支援

①消費生活に関する情報提供

年に数回、県からサポーター宛てに消費生活に関する資料を送付します。また、情報提供の一部については県ホームページにも掲載しています。



②暮らしの安心サポーター全体研修会の開催

年に1度、県庁でサポーターを対象とした研修会を開催します。“消費生活”の分野を中心に、弁護士や消費生活相談員などを講師にお迎えして講演いただきます。



サポーターへの登録を希望される方は、裏面掲載の『登録申込書』をご記入の上、下記連絡先宛てご提出ください。

○申込み・問合せ先

栃木県 暮らし安全安心課 消費者行政推進室
暮らしの安心サポーター 担当
〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20
TEL : 028-623-2135 / FAX : 028-623-2182

県ホームページの
QR コードはこちら



サポーター事業の詳細は
県ホームページにも掲載しています。

栃木県 暮らしの安心サポーター 検索

くらしの安心サポーター登録申込書

令和 年 月 日

栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課長 様

私は、「くらしの安心サポーター」の登録を申し込みます。

1 申込者

| | | | |
|--------------------------------------|--------------|----------|----------|
| ふりがな 氏 名 | | 生年 月日 | S・H . |
| 住 所 | 〒 - | | |
| 電話番号 | - - | FAX | - - |
| メールアドレス | @ | | |
| 消費生活に関する活動歴（所属団体、講座受講歴等があれば記入してください） | | | |
| 消費生活リーダー養成講座受講歴（平成 年受講 ・ 未受講） | | | |
| 消費者カステップアップ講座受講歴（平成 年受講 ・ 未受講） | | | |
| かしこい消費者講座受講歴（平成・令和 年受講 ・ 未受講） | | | |
| くらしのセミナー（県政出前講座）受講歴（令和 年 月 日受講） | | | |
| 高齢者・障害者支援者養成講座受講歴（令和 年 月 日受講） | | | |
| サポーターロゴ入りジャンパーのサイズ | S ・ M（基本サイズ） | | |

※ 御記載いただいた個人情報は、同意なく、本人への消費生活に関する情報提供の目的以外には使用しません。

2 市町への紹介について（(1)か(2)のどちらかに○を付けてください）

皆様が市町との連携を進め、より地域において御活躍いただけるよう、お住まいの市町の消費者行政担当課に対し、上記1で記載いただいた事項を紹介いたします。

（1）市町への紹介に同意する

※ 提供したくない項目がある場合は、以下に×を付けてください。

（住所・生年月日・電話番号・FAX番号・メールアドレス・活動歴）

（2）市町への紹介に同意しない

3 消費生活に関する情報提供について（(1)か(2)のどちらかに○を付けてください）

活動の参考としていただくため、消費生活に関する各種情報（パンフレットなど）を送付します。（(2)をお選びいただいた場合でも、研修会の開催通知等については、通知いたします。）

（1）情報提供を希望する（送付希望部数 部）

※ 御希望に添えない場合もございますので、御了承願います。

（2）情報提供を希望しない

送付先：くらし安全安心課 〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
TEL 028-623-2135 FAX 028-623-2182

| | | | | | |
|-------------|-----|---|---|------|---|
| くらし安全安心課使用欄 | 登録日 | . | . | 登録番号 | - |
|-------------|-----|---|---|------|---|